

# 農林水産行政の適正かつ効果的な遂行を目指す組織再編

## ～農林水産省設置法の一部を改正する法律案～

農林水産委員会調査室 いしかわ たけひこ  
石川 武彦

### 1. はじめに

第174回通常国会に提出された農林水産省設置法（以下「設置法」という。）改正案は、農林水産行政の推進体制の整備及び国民から信頼の得られる業務実施の確保の観点から、地方農政事務所や統計・情報センター等の地方組織の再編、本省における監察評価組織の設置など、農林水産省組織の改革再編を行うことを目的としている。併せて、政省令の改正により、本省総合食料局、生産局等の再編も予定されている。

なお、地域センターが設置されることに伴い、「地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件」も設置法改正案と併せて国会に提出されている<sup>1</sup>。

この一連の組織改編は、一義的には、平成20年9月に発覚した「事故米穀の不正規流通問題」（以下「事故米問題」という。）の総括に基づくものであるが、昨年9月に成立した新政権下における新たな政策課題（戸別所得補償制度の導入、農林漁業の6次産業化の促進等）も視野に入れたものとなっている。

事故米問題については、二度と事故米穀を市場流通させるような不祥事を生じさせないため、同年12月24日、改革の推進役として農林水産省改革推進本部が設置され、翌21年3月31日、同本部は「農林水産省機構改革の基本方針」を打ち出した。同方針には、平成22年度の機構・定員要求に向け、各部局が行う業務全般について監査等を行う「組織運営監査組織」の設置、利益相反部門の分離等、本省組織の再編成、地方農政事務所の原則廃止と地方農政局・本省総合食料局の在り方の抜本的見直し等が盛り込まれた。今回提出された設置法改正案等は、この方針に沿って組織の再編を行おうとするものである。

なお、改正案の施行は、平成22年10月1日となっている。

### 2. 事故米問題を契機とした組織改革の流れ

#### （1）事故米穀の不正規流通問題の経緯

平成20年9月、複数の米穀事業者が、国から非食用（工業用糊等の原料用）として購入した事故米穀を<sup>2</sup>、食用として不正に横流ししていた事実が発覚した。これらの事故米穀は多数の関連加工・流通業者を経て、最終的に弁当や菓子等として消費されていたことが

1 地方自治法（昭和22年法律第66号）第156条第4項

「国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。」

2 事故米穀とは、残留農薬が検出された米やカビ米など食用不適と認定された米穀をいう。

明らかとなり、米製品の安全性に対する消費者の不安が増大した。

国が自ら販売した本来食用として流通してはならない米が、食用として消費されていたという事実は社会に大きな衝撃を与え、当時の農林水産大臣と同事務次官が引責辞任する異例の事態となった。農林水産省は、危機意識の欠如や生産者優先・消費者保護軽視の行政姿勢などが問われたBSE問題の教訓を生かせず、再びこの事故米問題を起こしたことにより、国民の農林水産行政に対する信頼を著しく低下させ、存亡の危機に立たされた。

## (2) 農林水産省による組織改革への取組

設置法改正案の提出につながる農林水産省改革の一連の取組は、この事故米問題が直接的な契機となっており、問題発覚以降、以下のような経緯をたどっている。

平成20年11月25日 内閣府「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」調査報告書  
(第一次取りまとめ)

事故米問題における農林水産省の責任の所在を明らかにするとともに、「食の安全」の確保の重要性に関する認識の欠如、業務の縦割り意識と組織の硬直性、危機意識や感性の欠如等、同省の組織的な問題点を指摘

同年11月27日 農林水産省改革チーム「農林水産省改革のための緊急提言」

「食の安全」の視点を最優先する組織の実現

国民のニーズの変化に即応した体制の構築

利益相反部門の分離

農林水産省改革の実効を期し、その永続を担保する体制の構築

地方農政事務所の原則廃止と地方農政局・本省総合食料局の在り方の抜本的見直し

同年11月28日 石破茂大臣(当時)「農林水産大臣談話」

国民視点に立った行政を円滑に遂行するための機構改革

主要食糧業務を担う地方農政事務所食糧部・地方農政局食糧部・本省食糧部の抜本改革

国民視点に立った業務運営を担保する強力な内部監査・チェック体制の実現

同年12月24日 農林水産省省議決定「農林水産省改革の工程表」

政策決定プロセスの見直し

「省内目安箱」など内部通報の積極的な活用

全職場における「国民視点に立った業務再点検運動」の実施

幹部職員に対する研修・人事評価の工夫

国民視点に立った行政を円滑に遂行するための機構改革

平成21年3月31日 農林水産省改革推進本部決定「農林水産省機構改革の基本方針」

全部局に、「食の安全」の視点から所掌事務を監視・調整する組織を設置

事業者等に対する立入検査、行政内部の会計監査のチェック機能を、事業振興や予算の執行業務等の利益の相反する業務を担当する部局から分離

各部局が行う政策運営・組織運営等の業務全般について監査等の手段を用いながら、その質の維持・向上を図る機能を有し、第三者を長とする「組織運営監査組織」を新たに設置  
食品表示の適正化や食の安全、経営所得安定対策の窓口業務等の国が担うべき事務・権限を的確かつ確実に実施できる体制を整備

出先機関の階層を簡素化するとともに、効率的・機動的に事務・権限実施が行える体制を整備

地方農政局の統率機能の強化

本省・地方組織を通じた米麦の売買関連業務については、主要食糧の安定供給という責務や国家貿易方式を維持しつつ、現業的な業務の内容を見直し、食料・農業・農村基本計画の見直しとの整合性に配慮しながら、更に検討  
以上を踏まえ、平成 22 年度機構・定員要求のとりまとめに向けた実務上の検討を進める

### 3. 地方組織の再編成

#### (1) 現行の地方支分部局体制

現行の設置法は、本省の「地方支分部局」として、地方農政局及び北海道農政事務所を置く（第 17 条）とともに、地方農政局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政事務所を置く（第 19 条第 1 項）こととしている。

##### ア 地方農政局

昭和 36 年の農業基本法制定を機に、農業構造の改善その他各般の施策は、地域の自然的経済的特性を考慮して、弾力的かつ総合的に推進することが要請されるようになり、これに即応する体制の整備が必要となった。このため、翌 37 年の農林省設置法改正により、従来の農地事務局の組織を母体とし、これに構造改善事業等の新たな所管事務を担う組織として設置されたのが地方農政局である。地方農政局は、地域の特性に適合した農政を強力に推進するための「総合的支分部局」と位置付けられている。

##### イ 地方農政事務所

平成 15 年の設置法改正では、食糧庁が廃止され、その主要食糧部門は総合食料局の中に再編（食糧部の設置）された。他方、食糧庁の地方支分部局であった食糧事務所は廃止され、食糧事務所が担っていた主要食糧業務は新たに地方農政局に設置された地方農政事務所に引き継がれた<sup>3</sup>。

同時に、「食の安全」の確保の観点から、リスク管理部門として本省に消費・安全局が新設された。これと併せて、地方におけるリスク管理業務は、地方農政局及び地方農政事務所が担当することとなり、食品の安全を図るための事業者の取組状況、農薬の使用状況、食品表示の適否などの監視体制がとられることとなった<sup>4</sup>。

一方、北海道には、リスク管理及び主要食糧管理業務に加え、農畜産物・食品の生産、加工、流通の促進など広範な所掌事務を担う「北海道農政事務所」が設置されている。

なお、平成 15 年の改正は、主要食糧政策の転換、平成 13 年の国内における B S E 発生や食品偽装等「食の安全」に関わる問題の顕在化などを踏まえた組織再編であった。

#### (2) 改正案成立後の地方支分部局体制

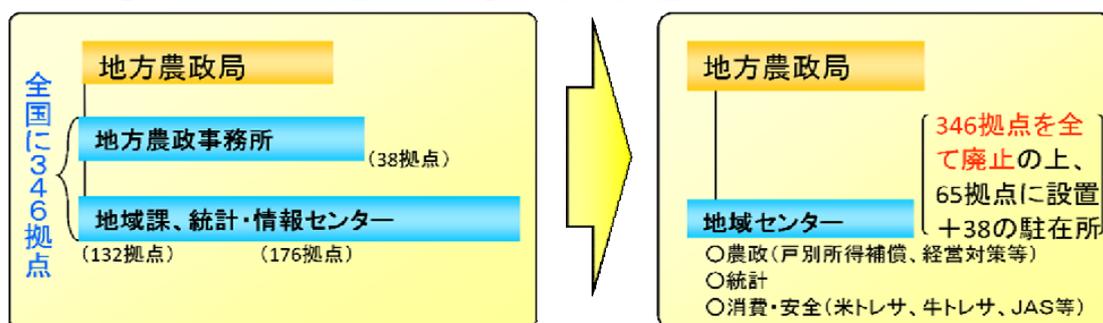
3 平成 6 年に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が成立し、政府による全量買入れを基本とする食糧管理制度は廃止された。これにより、米の流通は、民間流通を基本として需給と価格安定を図る方式に改められ、主要食糧に関する政府の役割は、不測時に備えた備蓄運営と国際約束に基づく輸入（ミニマム・アクセス）業務等に限定されることとなった。主要食糧とは、米穀、麦その他政令で定める食糧をいう。

4 平成 21 年 9 月に消費者庁が設置され、J A S 法に基づく品質表示基準の企画立案と執行は、消費者庁に移管された。ただし、消費者庁は、食品事業者等に対する報告徴収・立入検査及び指示の権限を包括的に農林水産大臣に委任できることとなっている。

今回の設置法改正案では、従来の「地方農政局(7局)」-「地方農政事務所(38拠点)」-「地域課(132拠点) 統計・情報センター(176拠点)」という3段階になっていた地方組織を簡素化・集約化し、「地方農政局(7局)」-「地域センター(65拠点)+ 駐在所(38所)」の2段階に再編することとしている(図1)。農林水産省によれば、各地域センターは100人程度、駐在所は10人程度の人員規模を想定し、その設置位置は、都道府県庁からの移動時間がおおむね2時間以内になるよう調整したとのことである。

従来、経営対策等を所管する「農政部門」、JAS法、牛トレーサビリティ法及び米トレーサビリティ法等に係る業務を所管する「消費・安全部門」<sup>5</sup>、「統計・情報部門」は、それぞれ全国の計346拠点到分散していた。今回は、各部門を地域センターごとに集約することにより、その相乗効果を業務に反映させようとする意図がうかがえる。これは、政権交代後、農林水産省が重点政策に掲げる戸別所得補償制度のモデル対策や農林漁業の6次産業化推進施策を実施するに当たり<sup>6</sup>、重要な役割を果たす地域現場にとって必要な組織整備と位置付けられている。

図1 地方における3段階組織の簡素化と現場段階の組織の集約



(出所) 農林水産省資料

### (3) 地方組織再編成の背景

BSEや食品偽装問題の発生を教訓として、平成15年の設置法改正においては、本省に消費・安全局が新設され、生産局が担う生産振興分野に対し、同省の業務を流通・消費面

5 「牛トレーサビリティ法」とは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)」を指す。BSE(牛海綿状脳症)のまん延防止措置の的確な実施や国産牛肉に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通・消費の各段階において、当該個体識別番号を正確に伝達することを義務付けている。

「米トレーサビリティ法」とは、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)」を指す。事故米問題の反省に立ち、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、問題が発見された製品の迅速な回収や流通ルートの早期特定を可能にするるとともに、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を図ること等を目的としている。

6 「6次産業化」とは、農畜産物の生産(1次)だけでなく、食品加工(2次) 流通・販売等(3次)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。「1次×2次×3次=6次産業」という考え方に立つ。

(出所) 農林水産省HP [http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/h18\\_h/trend/1/terminology.html](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h18_h/trend/1/terminology.html)

第174回通常国会には、「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」が提出されている。いわゆる「6次化法案」である。同法案は、農林漁業の6次産業化を推進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産、加工販売を一体的に行う事業活動を支援するための措置を講じようとするものである。

からリスク監視を行っていく体制が整備された。また、地方組織においても、本省と同様に、消費・安全と生産流通がそれぞれ別の部門として業務を行うこととなった。

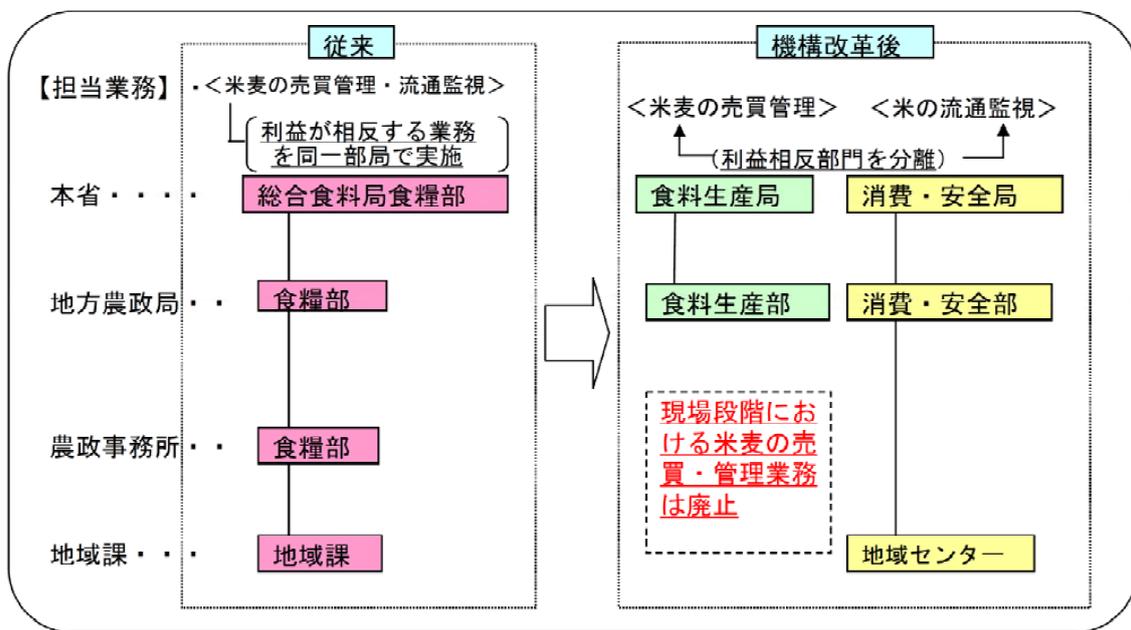
ところが、主要食糧業務においては、売買管理と流通監視業務を、本省、地方組織ともに食糧部という同一部門が担う体制が存続していた。加えて、農林水産省自身が政府米を販売している特殊性もあった。

事故米問題では、当該地方農政事務所が過去5年間に計96回にわたり問題の米穀事業者に入入検査を実施したが、同事業者が架空の帳簿や伝票の作成、米袋の偽装等を行っていたため、横流しの事実を把握することができなかった。また、農政事務所が事前に作業日程を確認した上で検査を実施していたほか、農政事務所の幹部職員と当該米穀事業者の不明朗な関係も明らかとなった。

このように、事故米問題の発生により、BSE問題の教訓が主要食糧業務を行う地方の現場組織や業務の実施体制に生かされず、本省の総合食料局や地方農政局の食糧部も現場組織に対し十分な管理・監督機能を発揮していなかったことが露呈した。

こうした経緯を踏まえ、今回の設置法改正案が成立すれば、本省も含め、米麦の流通監視業務等については、売買関連業務と切り離し、他部局へ移管することとしている。これは「利益相反部門の分離」の考え方に基づくものである。また、地域センターにおいては、米麦の売買・管理業務は行わないこととしている（図2）。

図2 利益相反部門の分離と現場段階における米麦の売買・管理業務の廃止



(出所) 農林水産省資料

#### (4) 北海道農政事務所の分掌事務の見直し

現行の設置法は、第21条第1項において、北海道農政事務所の分掌事務を規定している。このうち、第4条第25号「農業経営の改善及び安定に関すること」については、「農

業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)の規定による交付金の交付に係るものに限る。」と規定している。

つまり、現行の規定では水田・畑作経営所得安定対策における生産条件不利補正交付金(いわゆる「ゲタ」)及び収入減少影響緩和交付金(いわゆる「ナラシ」)の交付に係る事務以外は行えないことになっている<sup>7</sup>。

このように、北海道農政事務所の分掌事務を農業経営の改善及び安定に関する事務の一部に限定していたのは、北海道にあっては、道庁と農政事務所が伝統的に農政事務の役割分担を行ってきたためである。

設置法改正案では、平成22年度に実施される米の戸別所得補償モデル事業と23年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に向け、北海道農政事務所がそれらの事業等を実施できるよう、第4条第25号に規定された対象事務の限定をなくすこととしている。

#### 4. 本省の再編成

今回の設置法改正案は、地方組織の再編成と併せて、農林水産省本省の組織再編成について規定している。

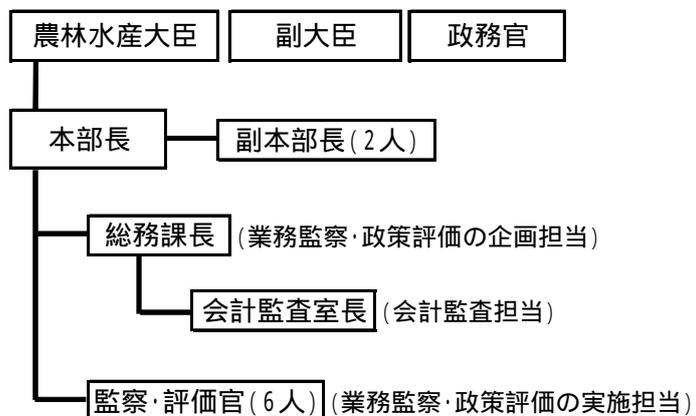
##### (1) 農林水産・行政監察本部の設置

本改正案は、国家行政組織法に規定された「特別の機関」として、「農林水産行政監察・評価本部」を設置し、政務三役直属の組織とするとしている。同本部は、行政監察、会計監査、政策評価を通じて、国民視点に立った政策決定プロセスと農林水産省の業務全般の適正な遂行を確保することを目的とするものである。

「農林水産省機構改革の基本

方針」には、「農林水産省が国民から与えられた任務を的確に遂行し、その信頼を得ることができるよう、各部局が行う政策運営・組織運営等の業務全般について、指導・助言、監

図3 農林水産行政監察・評価本部の組織図概要(案)  
【定員61人】



(出所) 農林水産省資料

7 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」第3条、第4条。我が国の土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給、地域農業の維持・発展を図るとの目的で、平成19年4月から「水田・畑作経営所得安定対策」(品目横断的経営安定対策)が導入された。以下の交付金事業から成る。

「生産条件不利補正交付金」(ゲタ)

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
- ・基準となる3年間の生産実績に基づく毎年一定額の支払い(緑ゲタ)。
- ・その年の生産量・品質に応じた支払い(黄ゲタ)。

「収入減少影響緩和交付金」(ナラシ)

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、最近の平均収入に比べ当該年の収入が減少した場合の補てん。

査等の手段を用いながら、その質の維持・向上を図る機能を有する、第三者を長とする組織運営監査組織を新たに設ける。この組織は、大臣直属の組織とする方向で検討する。」とある。

農林水産省をめぐっては、事故米問題のほか、労働組合役員の無許可専従や地方組織における長年にわたる不適切な労使慣行の問題についても俎上に上り、その背景には組織風土や職員の意識等、組織自体の構造的な問題も指摘された。そこで、内部監査組織を新たに設置し、省内の風紀を引き締め、職員の適正な業務執行を自律的に確保することにより、国民の信頼回復を図るねらいがあると考えられる。

なお、本省内部に監査組織を持つ行政組織としては、警察（監察官）防衛監察本部<sup>8</sup>、国土交通省（大臣官房監察官）等の例がある。

## （２）農林水産技術会議の廃止

設置法改正案は、農林水産行政監察・評価本部を設置する一方で、同じ「特別の機関」として設置されている農林水産技術会議（以下「技術会議」という）を廃止することとしている。

### ア 技術会議の任務及び組織

技術会議は、昭和31年6月に第1次鳩山一郎内閣の下で、農林水産分野の試験研究管理機構として設置された<sup>9</sup>。同会議は、国の農林水産研究基本計画を策定し、その下で農林水産省関係の独立行政法人試験研究機関、大学、公設試験研究機関及び民間企業が行う試験研究の総合的な調整と検証・評価を行っている。

#### 農林水産技術会議の任務

農林水産研究基本計画等の策定  
試験研究と一般行政部局の事務との連絡調整  
研究開発の状況及び成果の調査  
農業・食品産業技術総合研究機構等の独立行政法人に関すること  
都道府県、民間企業等が行う研究開発の助成  
研究者の資質の向上

8 現在、法律で内部監査組織設置を定めているのは防衛監察本部のみである（防衛省設置法第19条、第31条）

防衛監察本部は、防衛施設庁入札談合や情報流出等の不祥事が相次いだことを契機に、防衛大臣直属の特別の機関として、平成19年9月に設置された。防衛大臣の命令を受けて、法令遵守の観点から、独立した立場で防衛省・自衛隊における業務遂行が適正に行われているかを検証することにより、業務上の問題点を発見するとともに、その改善策を防衛大臣に報告する。同本部の組織は、防衛監察監以下、副監察監、総務課、企画室、統轄監察官、監察官及び複数の監察班から成る。職員は、事務官等と陸海空の自衛官により構成され、検察庁、公正取引委員会からの出向者及び公認会計士等の人材も登用している

9 技術会議が設置された背景としては、以下の理由が指摘できる。

試験研究管理機構が各局庁に分属し、一般行政事務の一部として行われていたため、試験研究の機能が正当に評価されない弊が見られた。

試験研究分野における各部門との共通問題や研究の重複、現実との遊離が見られたため、試験研究の効率的実用的運営を確保するためには、より高い立場で基本計画を立て、これに基づき各部門の試験研究が調整運用されるような総合機構が必要であった。

試験研究と普及奨励行政との連携を強化するため、行政部局から要請を取りまとめ、専門的に分化した試験研究を総合調整する機関が必要となった。

（出所）『農林法規解説全集・農政編』300～301頁を参考に筆者作成。

技術会議は、会長及び6名の委員によって構成される合議体で、各メンバーは、農林水産業及び食品産業等の事業や農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究に関し学識経験のある者又は農林水産省の職員から農林水産大臣が任命している<sup>10</sup>。

近年において同会議が挙げた主な成果としては、10か国の参加による「イネゲノム全塩基配列解析プロジェクト」を主導し、平成16年にすべての解析に成功したこと等である。こうしたゲノム研究の発展は、従来の育種技術では得難い優れた特性を持つ品種の開発を可能にするものと期待されている。このほか、乾燥耐性を持つネリカ米研究など、アフリカ等における飢餓問題の解決に寄与する国際共同研究等を主導している。

なお、技術会議には事務局が置かれ、事務局長の下に研究総務官のほか、課、室、筑波事務所、研究開発官、技術広報官等が置かれている。

#### イ 技術会議の廃止と技術・環境政策部の設置

設置法改正案では、技術会議を廃止することとしているが、農林水産関係の技術研究開発・普及政策の立案・実施は、大臣官房に新たに設置する「技術・環境政策部」が担当することとなる。

今回の農林水産省組織改革の一環として、政令改正により、6次産業化政策の推進に向け、関連業務を集約させる「資源産業局」の設置等が予定されている。技術・環境政策部は、こうした政策を技術研究の側面からもバックアップするため、官房の特性を活かして、試験研究機関と内局との連携を構築する強力な「司令塔機能」を果たすことが求められる。

#### (3) 政省令の改正に基づく組織改編

設置法改正に基づく組織改編と併せて、農林水産省組織令(政令)や農林水産省組織規則(省令)等の改正により、改編される予定の主な部局について以下にふれる。新組織は、いずれも平成22年10月1日に発足する予定である。

##### ア 食料生産局

平成15年の設置法改正以降、国の主要食糧業務を担ってきた本省総合食料局と地方の各食糧部門を廃止し、主要食糧政策を含めた農畜産物の生産等に係る政策を一元化するため、総合食料局と生産局の機能を統合し、「食料生産局」を設置するとしている。利益相反部門の分離を図るため、今後、主要食糧業務における米麦の売買管理業務は食料生産局が担い、その流通管理業務は消費・安全局が担うことになる。

##### イ 資源産業局

近年、農林水産業は、従事者の減少や高齢化、生産額の減少、資材高騰による生産・流通コストの増大、農林水産物価格の低迷等の構造的な問題を抱えている。こうした状況を打破するため、農林水産物やその生産活動に伴い発生するバイオマス等を活用

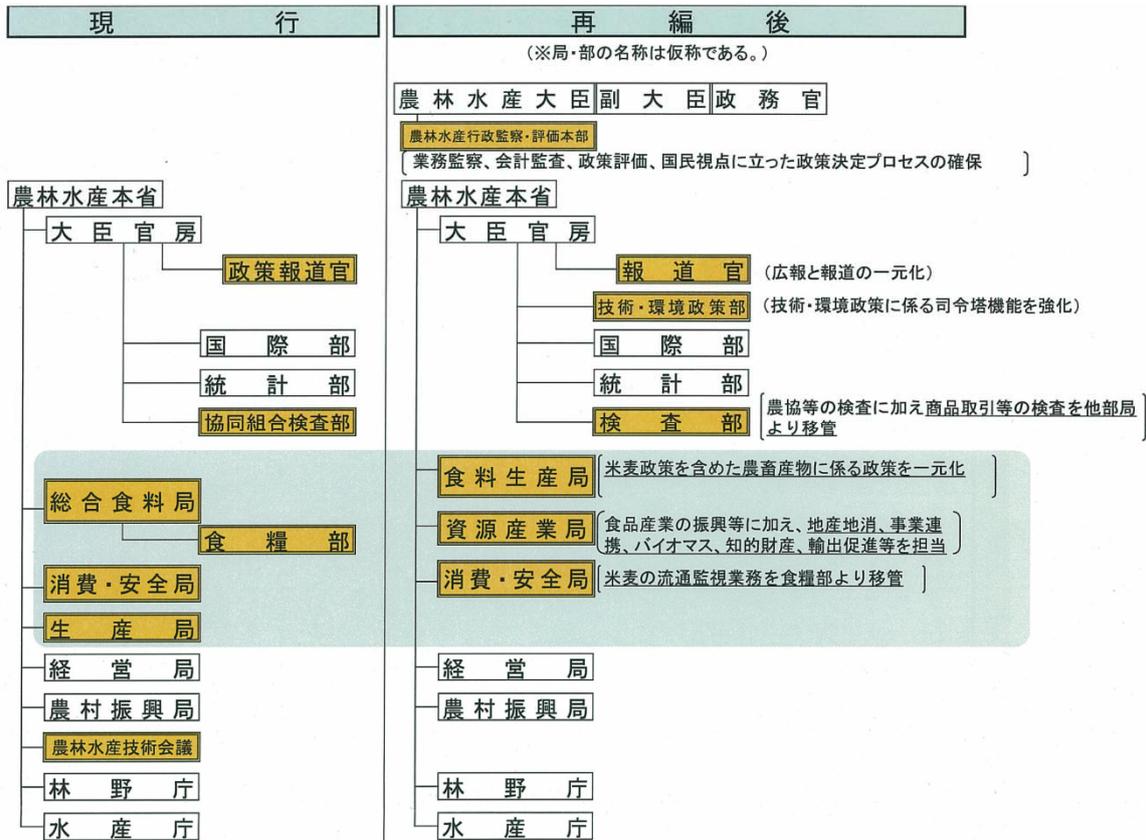
10 平成21年8月31日以降の会長及び委員は次のとおり。

会長 三輪睿太郎(東京農業大学総合研究所教授) 以下委員 榊佳之(国立大学法人豊橋技術科学大学長)、山本徹(財団法人日本食肉流通センター理事長)、西野伊史(アサヒビール株式会社常勤監査役)、橋本昌(茨城県知事)、江原絢子(東京家政学院大学家政学部教授)、林良博(国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授)

して、農林漁業者等が行う加工、流通等の取組を促進し、その付加価値の還元を通じて農林漁業者の所得の向上を目指す農林漁業の6次産業化を推進することが大きな政策課題となっている。こうした取組が成果を上げれば、農林水産業の持続的発展に大きく寄与するものと考えられている。

従来の生産局を再編成してスタートする「資源産業局」は、農林漁業の6次産業化政策の推進を主導する任を負うと考えられ、併せて食品産業一般の振興や知的財産管理、輸出促進等に関する業務も所管することになる。

図4 本省組織の再編



（出所）農林水産省資料

## 5. 課題等

### （1）地方組織の再編について

平成22年度における米の戸別所得補償モデル事業では、水稻共済に加入する全国の農家約180万戸が対象になるといわれる<sup>11</sup>。同事業に参加する農家は、加入や交付金の申請手

11 農業共済は、自然災害や不慮の事故等に対して、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、作物の減収や品質低下に伴う生産金額の減少を補てんする公的保険制度である。同共済は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済から成る。水稻共済は、陸稲、麦とともに農作物共済に位置付けられる。農家は共済掛金を支払い、被災した場合には共済金の支払いを受ける。共済掛金には国庫負担があるため、農家の負担は約半分となる。

続を最寄りの地方農政事務所等との間で行うことになる。また、23年度以降導入が予想される他の農作物や畜産・酪農等の所得補償制度については、対象農家が地域センターや駐在所に対して諸手続を行う必要が生じる。このように、新たな国から農家への直接支払いによる政策の導入に伴い、農家と地域の出先機関との関係性が密になるにもかかわらず、組織再編により、地方拠点が従来の3分の1以下に減少するため、地域の農業者にきめ細やかな行政サービスを提供する上で、支障を来さないかとの懸念もある。

また、再編後の地方組織では、従来、主要食糧業務に従事していた職員の多くが、新たにJAS法や牛トレーサビリティ法、米トレーサビリティ法等の消費・安全部門の業務を担当することになると考えられる。その際、新たな業務遂行に必要な知識・技能の早期習得に向けた取組を組織を挙げてどのように実施していくのが注視する必要がある。

### (2) 農林水産行政監察・評価本部の設置について

「農林水産省機構改革の基本方針」においては、「第三者を長とする組織運営監査組織」を設置するとされていた。民間企業等では、コーポレートガバナンスは外部監査に委ねることが一般的になっている。行政監察・評価本部長については、内部登用ではなく、有識者等民間人を就任させれば、内部監査組織であっても外部の視点からのコントロール機能が期待できよう。また、監察業務は、適正な業務執行の確保を目的としており、警察的な取締り権限は付与されていない。しかしながら、内部監査が行われることで、現場の職員が萎縮し、効率的かつ合理的な業務遂行に支障を来すようなことがあれば、本末転倒ということになりかねず、監察業務の在り方には十分な注意が必要と考えられる。

昨年9月の政権交代以降、民主党が政権公約に掲げた農業者戸別所得補償制度の導入が着々と進められている。23年度からの同制度の本格実施を前に、22年度においては、米の戸別所得補償モデル事業とその関連事業が実施される<sup>12</sup>。全国一律の生産費と販売価格の差額を農業者への直接支払いで補てんする同制度は、農業経営の安定と意欲ある農家の生産継続を図るとともに、食料自給率の向上に寄与するものとして期待されている。

今後、農林水産省は、戸別所得補償制度の実施に当たり、地方組織を通じて、多額の国費を多数の農家に直接交付することとなる。このように、地方組織の業務量が質・量ともに格段に増加する中で、業務遂行上、公正性と厳格性が強く求められることとなるが、新設される同本部は、どのような役割を果たしていくのが注目されることとなる。

### (3) 農林水産技術会議の廃止について

技術会議が設置された当時は、農林水産関係の技術政策を国が主導する上で特定の指導組織が存在しなかったため、研究者・技術者等の知見を入れた司令塔的組織を創設する必要があるとの考え方があった。このため、同会議は、科学者等をメンバーに加えた合議体として活動してきたが、現在では、農林水産関係技術は農学、化学、遺伝子工学、分子生物学等々、広範な分野に及ぶようになり、専門分野が限定されたわずか7名のメンバーでは、技術研究分野全体を把握し、各種の施策に有機的に結び付けていくことに限界が生じているとの懸念がある。

12 22年度当初予算には、米戸別所得補償モデル事業(3,371億円)、水田利活用自給力向上事業(2,167億円)及び推進事業費等計5,618億円が計上されている。

しかし、技術会議を廃止するとの結論に至るまでに、同会議の成果と評価も含め、省内外においてどのような議論や総括がなされたのか、また、現在の合議体を維持した上での見直しは全く念頭になかったのか等、その経緯が不透明な部分もある。

設置法改正案では、「特別の機関」として農林水産行政監察・評価本部を技術会議と入れ替える形で設置することとされている。平成 22 年度予算において、同本部は 3 つの上級管理職ポスト（本部長 1 名及び副本部長 2 名）を要求しており、大臣官房に新設される技術・環境政策部にも上級管理職ポストが割り振られる見通しである。このため、技術会議の廃止については、スクラップアンドビルドに留まらず幹部ポストの増加をもたらすものとなっている。

また、技術会議廃止に伴い、農林水産分野の技術開発・試験研究政策に科学者・有識者等の知見が導入されにくくなるとの懸念もある。こうした不安を払拭するため、農林水産大臣の諮問等を通じて、日本学術会議等との連携を強化することにより<sup>13</sup>、これまで技術会議が果たしてきた機能をカバーすることも可能ではなかろうか。

さらに、政府において独立行政法人等の整理・合理化が進められる中で、技術会議の廃止が、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等の試験研究機関の在り方や運営方針にどのような影響を及ぼすかについても注目されよう。

---

13 日本学術会議は、我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約 84 万人の科学者を内外に代表する機関であり、210 人の会員と約 2,000 人の連携会員によって職務が担われている。

同会議の役割は、主に 政府に対する政策提言、 国際的な活動、 科学者間ネットワークの構築、 科学の役割についての世論啓発である。

日本学術会議に対し農林水産大臣が諮問を行った次のような例がある。

農業や森林の有する真の価値について正しい理解と社会的認知を得るため、平成 12 年 12 月、農林水産大臣から日本学術会議会長に対して、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価」について諮問を行い、幅広い見地からの学術的な調査審議を依頼した。

日本学術会議は、諮問を受け、多岐の分野にわたる会員から構成される「農業・森林の多面的機能に関する特別委員会」を設置し、多面的機能の内容、範囲、その発現メカニズム、定量的評価の意義と限界等について調査審議し、平成 13 年 11 月に答申を行った。

同様に、「地球環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価」についても諮問・答申が行われた経緯がある（平成 15 年 10 月諮問、平成 16 年 8 月答申）。